

報告第21号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年12月5日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎



専決第13号

王子の森公園駐車場内において発生した接触事故に係る相手方との和解及び損害賠償の額の決定について

標記の件につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年10月31日

八幡浜市長 大城一郎

記

1 和解の相手方

[Redacted]

2 和解の内容及び損害賠償の額

(1) 平成29年10月3日午前10時40分ごろ、八幡浜市五反田1番耕地6番8（王子の森公園駐車場内）において、市所有の車両が後進した際に、後方不注意により、右斜め後方に停止中の相手方車両の前部に接触し、損害を与えた。

このため、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項の規定に基づき、車両の修理損害額の全額を市が相手方に支払う。

(2) 相手方は、今後いかなる事情が発生しても、その余の請求を行わない。

(3) 損害賠償の額 237,814円

